

5 解散と合併

1 NPO法人の解散と清算手続き

1. NPO法人の解散と清算の流れ	177
2. 清算人	178
3. 解散・清算手続きの流れ	180
4. 社員総会での解散の議決（解散総会）	183
5. 解散届出書提出の手続き	184
6. 清算結了届出書提出の手続き	185
7. 清算人就任届出書提出の手続き	186
8. 解散の認定を受けるために必要な手続き	187
9. 財産譲渡認証申請書提出の手続き	188
10. 法務局への登記手続き	189
11. 公告の手続き	190

2 NPO法人の合併

1. NPO法人の合併	191
2. 合併手続き	191
3. 合併認証申請の手続き	193
4. 合併認証申請書	194

NPO法人の解散と清算手続き

1. NPO法人の解散と清算の流れ

(1) 解散の事由

NPO法人は次のような事由によって解散します(NPO法第31条第1項)。

	解散の事由	内 容
1	社員総会の決議	解散の理由は問いません。社員総会で4分の3以上が解散の承諾をした場合、解散します。定款にこの解散決議の要件が別途定められている場合にはそれによります
2	定款で定めた解散事由の発生	NPO法人は定款に定めることで、NPO法で定めたもの以外に解散の要件を規定できます
3	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能になった場合に解散します。このことを理由とする解散については、所轄庁の認定がなければ解散することはできません
4	社員の欠亡	社員が1人もいなくなった場合、解散となります。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません
5	合併	吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります(詳細については191ページを参照ください)
6	破産手続開始の決定	NPO法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です
7	認証の取り消し	改善命令に違反した場合で、他の方法により監督の目的を達成することができないときや、3年以上にわたって事業報告等の提出を行わないとき等は、所轄庁が法人の認証を取消すことがあります

(2) 解散と清算

自然人(個人)は、死亡によって、その権利能力を失います。また、その個人の財産は、相続人が引き継ぎます。しかし、法人は死亡によって存在がなくなることはありません。法人は解散し、残った財産を整理するための清算手続きをすることによって、その権利能力を失います。つまり、法人が消滅するためには、活動の停止を示す「解散」という手続きと、財産の整理をする「清算」という手続きが必要です。清算中の法人のことを「清算法人」といいます。清算人を登記し、裁判所の監督の下で清算を行います。

「解散」は、あくまでも法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に入ったという意味であり、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなるわけではありませんので、注意が必要です。法人の消滅は残余財産を引き継ぎ、「清算結了の登記」を行い、所轄庁にその旨を届け出ることによって完了します。そのため、社員総会は法人が消滅するまで最高意思決定機関として存続します。

清算法人は清算することを目的としているため、社員総会で事業を拡充するような決議はできません。



2. 清算人

(1) 清算人とは

清算人は、現務の結了、債権の取立ておよび債務の弁済、残余財産の引き渡しを行うために一切の行為を行う役割の者をいいます。つまり、清算人は、清算法人の執行機関として、法人が解散し清算人の就任とともに、清算に関するあらゆる業務を行わなければなりません。

清算人には、破産の場合を除いて、原則として解散時に理事であった者が就任します。定款に特別の定めがある場合は、その者が就任します。

なお、清算人がいないときや、清算人が欠けたため損害が生じるおそれがあるときは、利害関係人や検察官の請求によって、裁判所がその職権をもって清算人を選任させることができます。また重要な事由があった場合には、同様に清算人を解任することもできます。

(2) 清算人の職務

法で定められた清算人の職務は以下の通りです。

- 清算中に就任した清算人は、就任後、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算人就任届出書」を所轄庁に提出しなければなりません。(NPO法第31条の8)
- 清算人は現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為をすることができます。(NPO法第31条の9)
- 清算人は、特定非営利活動法人の解散後、遅延なく、公告をもって、債権者に対して一定期間内に債権の申出をすべき旨の催告をする必要があります。なお、その期間は2か月を下回ることはできません。(公告の方法は、定款に記載されている公告方法に加え、官報に掲載する必要があります。)
また、その公告には、債権者が期間内に申出をしないときには、清算から除斥される旨を付記しなければなりません。ただし、判明している債権者を除斥することはできません。なお、債権者がわかっている場合には、個別にその申出を催告する必要があります。(NPO法第31条の10)
- 清算中の法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをし、その旨を公告する必要があります。(公告の方法は、定款に記載されている公告方法に加え、官報に掲載する必要があります。)(NPO法第31条の12第1項及び第31条の12第4項)
- 清算が結了したときは、清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算結了届出書」を所轄庁に提出しなければなりません。(NPO法第32条の3)

わかりやすく整理すると、以下のような手続きを清算人は行うことになります。

① 現務の結了

- 法人の消滅に向けて、法人の現在の活動を終了させなければなりません。清算人は活動を終える方向で業務を行います。当然のことながら、現在行っている活動を拡大・拡充していくことはできません。
- 既に締結している契約(義務)を遂行するための契約についてのみ、新たに締結することはできますが、業務を拡大するために新たな契約を交わしたり、新たな資材等を購入したりすることはできません。

② 債権の取立ておよび債務の弁済

- 清算人は、法人の債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。
- 債務の弁済に関しては、解散時に判明している債権者と知られざる債権者の双方に解散する旨を告げなければなりません。このことを「催告」といいます。清算人が就任した日から遅延なく、公告を官報および定

款に定めた方法によって行います。また、はっきりと判っている債権者に対しては、個々に債権申出をするように催告しなければなりません。

- 債務が超過している場合には、裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません。裁判所により破産手続開始の決定が行われ、選任された破産管財人に事務を引き渡すと清算人の任務は終了します。

③ 残余財産の引渡し

- 債権・債務がすべて整理できたら、その時点での法人の財産が確定します。この財産のことを「残余財産」といいます。NPO法人は、非営利の法人格であり、出資金のような概念を持たないので、この財産を社員等の構成員に分配することはできません。残余財産が確定すると、これを第三者に譲渡する手続きを開始することになります。
- 定款で残余財産の帰属先の規定を設ける場合の帰属先は、法で以下の通り、定められています。

- ・他の特定非営利活動法人
- ・国又は地方公共団体
- ・公益社団法人又は公益財団法人
- ・私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- ・社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- ・更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

- 定款に残余財産の帰属先を特に定めていない場合は、清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国または地方公共団体に譲渡することができます。
- 定款で残余財産の帰属先を規定している場合には、解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができます。
- 残余財産の譲渡が完了すれば、その旨を法務局に登記し、所轄庁に届け出れば清算人の任務は完了となり、法人は消滅します。

3. 解散・清算手続きの流れ

(1) 解散を決定する前に考えるべきこと

理事は、NPO法人を解散することを決定する前に、NPO法人が現在抱える課題を、本当に解散することでしか解決できないのかは十分に議論する必要があります。しかし、それでもNPO法人を解散する意思決定が妥当な場合は、さらに次の4点も検討しなければなりません。「事業」、「労働者・ボランティア」はNPO法人の社会的責任、「清算人の選任」、「残余財産の帰属」は解散の実務だといえます。

事業

NPO法人が何らかのサービスを提供している場合、そのサービスの利用者がいます。NPO法人が解散し、そのサービスを停止してしまうことで、利用者はそのサービスを利用できなくなってしまい、生活に支障が出てしまう恐れがあります。そのようなことがないよう、NPO法人は利用者を他団体に引き継ぐ、ほかのサービスを紹介するなどの方法が考えられます。

また、行政の許認可を必要とする事業を行っていたり、委託・補助・指定管理などの事業を行っていたりする場合は、行政などの担当窓口に事前に相談しましょう。

労働者・ボランティア

NPO法人が人を雇用している場合(労働者とボランティアの違いは97ページを参照してください)、NPO法人が解散することで、その人の生活に大きな影響を与えることになります。NPO法人が解散を決定する前から情報を共有し、協議・説明を尽くし、解散の決定から退職までにいくぶんの時間的猶予を持ったりすることで、労働者の生活への影響を最小限にするように心掛けましょう。なお、税務署・年金事務所・労働基準監督署・公共職業安定所などへの解散の届け出は、一般的に解散が決定してから行うことになります。

また、人を雇用していないNPO法人でも、活動に協力してくれているボランティアにも、どのタイミングで解散を伝えるべきかを事前に検討しておくべきでしょう。

清算人の選任

182ページに記載のとおり、法人の解散の決定から消滅までの一連の手続きのほとんどは、清算人が行うことになります。清算人は、一般的に、代表者である理事長や代表理事、または理事が就任しますが、NPO法人の状況によっては、社員や事務局、第三者を選任することもあり得ます。清算人として実務を担える人物を検討しておきましょう。

残余財産の帰属

NPO法人が解散したときに残存する財産(残余財産)の取り扱いを事前に話し合いましょう。皆さんのおNPO法人の定款を確認してください(手引の定款様式を参考に作成した場合は、第50条 残余財産の帰属が該当します)。

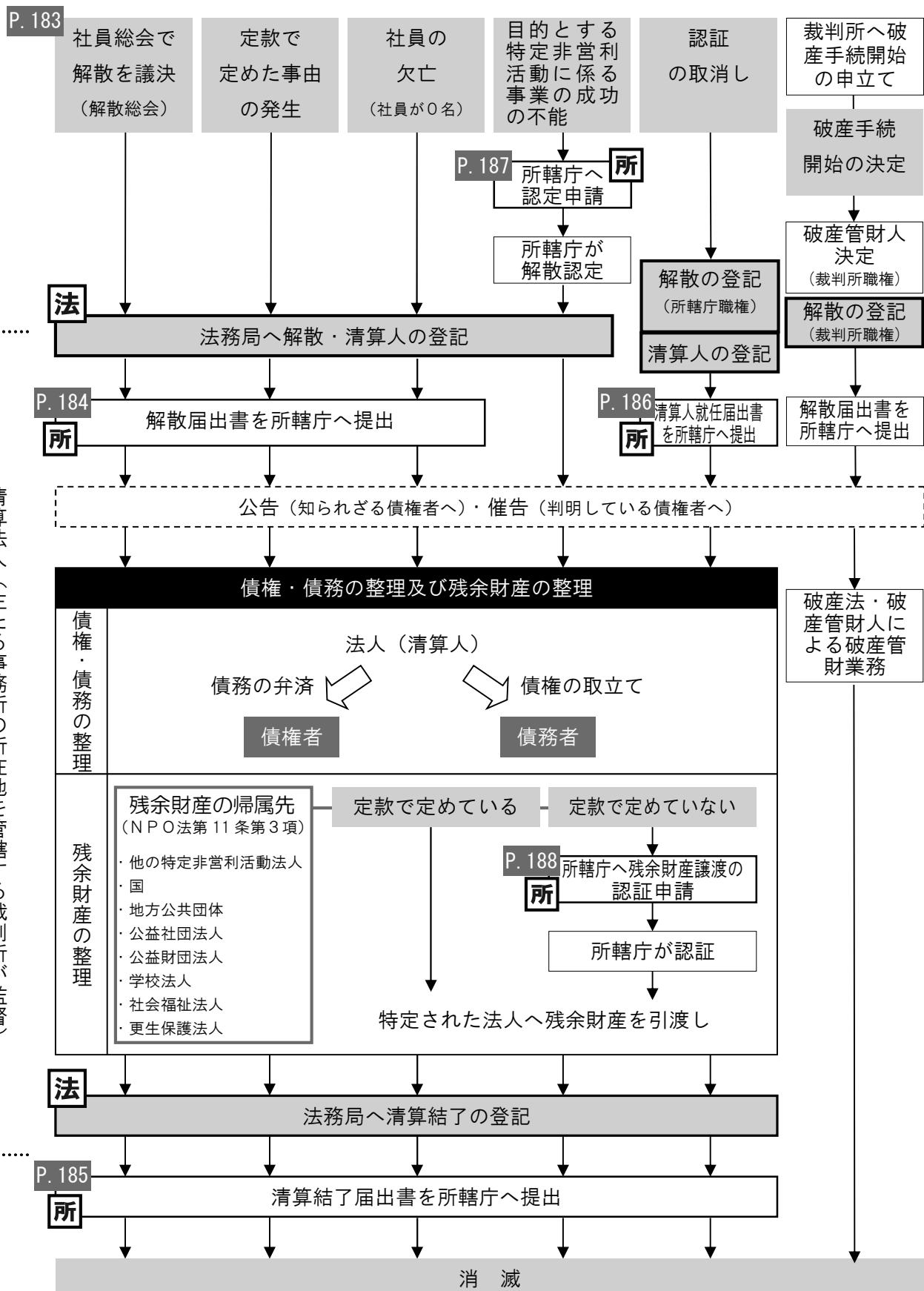
残余財産は、NPO法第11条第3項に掲げる法人(179ページ参照)のうちから選定し、譲渡しなければなりません。また、「解散総会において選定した法人」と規定されている場合は、解散総会において帰属先を決議することになります。その場合は、帰属先を検討するとともに、帰属先の団体の受け取りの意思もあらかじめ確認するほうがよいでしょう。

なお、NPO法人の定款に帰属先が明示されていない場合は、NPO法第32条第2項の定めにより、国または地方公共団体に譲渡することとなります。その場合は、188ページの財産譲渡認証申請書を記載し、所轄庁で認証を受ける必要があります。

(2) 流れ

解散・清算の流れは、解散の事由によって異なります。
社員総会や合併による解散について、それぞれのページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

- 法** …法務局への手続
- 所** …所轄庁への手續



(3) 社員総会の決議による解散の流れ

NPO法人が解散するときに最も用いられる方法が、社員総会の決議によるものです。そこで、社員総会による決議によって解散する場合の流れを大まかに説明します(解散総会において選定した法人に残余財産を譲渡すると定款に記載されていることを想定しています)。それ以外の解散の流れは、181 ページを参照してください。



4. 社員総会での解散の議決(解散総会)

(1) 社員総会での解散の議決とは

社員総会によって法人を解散する場合、その社員総会では、以下のような内容を議決します。

- 法人解散の意思決定
- 清算人の選任
- 残余財産の帰属

(残余財産の帰属先を解散総会で決定する旨を定款で定めている場合)

(2) 解散を議決した社員総会の議事録作成例

臨時総会議事録

特定非営利活動法人△○川流域保全グループ

1 開催日時 ○年○月○日 △時△分～△時△分

2 開催場所 兵庫県△○市○○町○○番地 ○○会館 ○○会議室

3 出席者数 ○人 (うち委任状出席者○人) 正会員総数 ○人

4 議長の選任 特定非営利活動法人△○川流域保全グループの総会において、理事長○○太郎は、本日の総会は○○名の出席があり、定足数を満たしているため有効に成立した旨を告げた。議長を選任すべく、全員で互選したところ、○○太郎が選任され、○△次郎、□○三郎を議事録署名人に指名した後、議事に入った。

(○時○分)

5 審議事項

第1号議案 解散の件

議長は、特定非営利活動法人△○川流域保全グループの解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 残余財産の処分の件

議長は、残余財産に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。 清算人 ○○太郎

議長は、以上をもって特定非営利活動法人△○川流域保全グループの総会に関する全ての議事を終了したことを宣した。(○時○分)

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印する。

○年○月○日

議長	○○ 太郎	印
議事録署名人	○△ 次郎	印
同	□○ 三郎	印

5. 解散届出書提出の手続き

(1) 解散届出書提出の手続き

解散事由が「社員総会の決議」「定款で定めた解散事由の発生」「社員の欠亡」「破産手続開始の決定」の場合、所轄庁へ解散事由を示した「解散届出書」を提出しなければなりません。

(2) 解散届出書の提出に必要な書類

解散届出書を提出する際は、以下の書類が必要です。

	書類	内容	提出部数
1	解散届出書	解散事由を届け出るための書類 様式が定められています	1部
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	解散及び清算人の登記したことを示す登記簿謄本	1部

(3) 解散届出書作成例

様式第9号（兵庫県：第11条関係、神戸市：第11条関係）		提出：1部						
解散届出書								
提出する日 ○年○月○日								
兵庫県知事様								
<p>※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。</p>								
<p>届出者</p>								
<p>住所</p>								
<p>兵庫県○○市○○町○○番地の○</p>								
<p>氏名</p>								
<p>○○太郎</p>								
<p>電話（□□□）○×△-○○○○</p>								
<p>電子メール ○○○@×××.△△△</p>								
<p>次のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項</p>								
<p>該当事由を選択し○で囲みます。</p>								
<p>（第1号） （第2号） （第4号） （第6号）</p>								
<p>に掲げる事由により解散した</p>								
<p>ので、同条第4項の規定により届け出ます。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">解散した特定非営利活動法人の名称</td> <td>特定非営利活動法人△○川流域保全グループ</td> </tr> <tr> <td>解散の理由</td> <td>○○を通じて○○を実施してきたが、継続が困難な状況になり、○月○日に開催した社員総会での決議により、解散する。</td> </tr> <tr> <td>残余財産の処分方法</td> <td>残余財産は全額○○に譲渡する。</td> </tr> </table>			解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ	解散の理由	○○を通じて○○を実施してきたが、継続が困難な状況になり、○月○日に開催した社員総会での決議により、解散する。	残余財産の処分方法	残余財産は全額○○に譲渡する。
解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ							
解散の理由	○○を通じて○○を実施してきたが、継続が困難な状況になり、○月○日に開催した社員総会での決議により、解散する。							
残余財産の処分方法	残余財産は全額○○に譲渡する。							

注意事項

※解散事由は、第1号：「社員総会の決議」、第2号：「定款で定めた解散事由の発生」、第4号：「社員の欠亡」、第6号：「破産手続開始の決定」から選択して、○で囲みます。

6. 清算結了届出書提出の手続き

(1) 清算結了届出書提出の手続き

清算人は、清算が結了(終了)した旨を、所轄庁に届け出なければなりません。

(2) 清算結了届出書の提出に必要な書類

清算結了届出書を提出する際は、以下の書類が必要です。

	書類	内容	提出部数
1	清算結了届出書	清算が結了したことを届け出るための書類 様式が定められています	1部
2	清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書	清算が結了したことを証明するための登記簿謄本	1部

(3) 清算結了届出書作成例

様式第12号（兵庫県：第14条関係、神戸市：第14条関係）

提出：1部

提出する日

清算結了届出書

○年○月○日

兵庫県知事様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

清算人の住所・氏名・電話番号等を記載します。

届出者 住所

兵庫県○○市○○町○○番地の○

氏名

○ ○ 太郎

電話 (□□□) ○×△-○○○○

電子メール ○○○@×××.△△△

特定非営利活動法人△○川流域保全グループの解散に係る清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

7. 清算人就任届出書提出の手続き

(1) 清算人就任届出書提出の手続き

清算中に清算人が就任した場合に所轄庁にその旨を届け出るための書類です。例えば、解散時に就任していた清算人が交代した、新たに就任した等が発生した場合は速やかにその旨を届け出なければなりません。

(2) 清算人就任届出書の提出に必要な書類

清算人就任届出書を提出する際は、以下の書類が必要です。

	書類	内容	提出部数
1	清算中における清算人就任届出書	清算人が就任したことを届け出る書類 様式が定められています	1部
2	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	就任した清算人を登記したことを示す登記簿謄本	1部

(3) 清算人就任届出書作成例

様式第 10 号（兵庫県：第 12 条関係、神戸市：第 12 条関係）

提出：1 部

提出する日

清算中における清算人就任届出書

○年○月○日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

清算人の住所・氏名・電話番号等を記載します。

届出者 住所

兵庫県○○市○○町○○番地の○

氏名

○ ○ 太 郎

電話 (□□□) ○×△-○○○○

電子メール ○○○@×××.△△△

次のとおり特定非営利活動法人の清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の8 の規定により届け出ます。

清算中の特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ
就任した清算人の氏名及び住所	兵庫県○○市○○町○○番地の○ ○ ○ 太 郎
清算人が就任した年月日	○年○月○日

8. 解散の認定を受けるために必要な手続き

(1) 解散の認定を受けるために必要な手続き

解散する事由が「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」のとき、つまり、何らかの事情により目的とする事業の達成が不能になった場合は、所轄庁の認定を受けなければなりません。「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、単に法人が「不能である」と考えるだけでなく、さまざまな状況を判断して実質的に成功の見込みがなくなっているという客観的な事実を証することが必要です。事前に解散の認定を申請し、所轄庁からの認定後、清算手続きに入ります。

(2) 解散の認定を受けるために提出する書類

解散の認定を申請するためには、以下の書類が必要です。

	書類	内容	提出部数
1	事業の成功的不能による解散認定申請書(解散認定申請書)	解散認定を申請するための書類 様式が定められています	1部
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能を証する書面	様式は任意。事業の成功が不能であることを議決した総会の議事録等(所轄庁に問い合わせ)	1部

(3) 解散認定申請書作成例

様式第8号（兵庫県：第10条関係、神戸市：第10条関係）

提出：1部

事業の成功的不能による解散認定申請書

(神戸市の場合：解散認定申請書)

申請する日

○年○月○日

兵庫県知事様

※所轄庁が神戸市の場合、神戸市の様式にてご提出ください。

申請者 主たる事務所の所在地

兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ

理事長 ○ ○ 太郎

電話(□□□)〇×△一〇〇〇〇

電子メール ○〇〇@×××.△△△

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、次のとおり同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を申請します。

解散する特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ
事業の成功的不能となるに至った理由及び経緯	〇〇を通じて〇〇を実施してきたが、〇〇のために特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業〇〇を達成することが不可能となった。
残余財産の処分方法	定款に残余財産の帰属先を定めていないため、別途提出する残余財産譲渡認証申請により、〇〇に譲渡する。

9. 財産譲渡認証申請書提出の手続き

(1) 財産譲渡認証申請書提出の手続き

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合は、国または地方公共団体に譲渡する場合を除いて、国庫に帰属します。国または地方公共団体に譲渡しようとする場合は、所轄庁に認証申請を受けなければなりません。

残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡する場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載します。

なお、定款の規定として「残余財産の帰属先を解散総会で決定する。」としている場合、申請書の提出は不要です。

(2) 財産譲渡認証申請書の提出に必要な書類

財産譲渡認証申請書を提出する際は、以下の書類が必要です。

	書類	内容	提出部数
1	残余財産譲渡認証申請書	残余財産の譲渡先についての認証を申請するための書類 様式が定められています	1部

(3) 財産譲渡認証申請書作成例

提出：1部

様式第11号（兵庫県：第13条関係、神戸市：第13条関係）

提出する日

残余財産譲渡認証申請書

○年○月○日

兵庫県知事様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

清算人の住所・氏名・電話番号等を記載します。

申請者 住所

兵庫県○○市○○町○○番地の○

氏名

法務局に登記した清算人 ○○太郎

電話 (□□□) ○×△-○○○○

電子メール ○○○@×××.△△△

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、次のとおり残余財産の譲渡の認証を申請します。

解散した特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ	
解散した特定非営利活動法人の譲渡すべき残余財産	現金○○○円 ・・・・	
残余財産の譲渡を受ける者	○△市	「残余財産の譲渡を受ける者」の欄には、国または地方公共団体の名前を記載してください。

10. 法務局への登記手続き

(1) 解散の登記

解散事由が「合併」「破産手続開始の決定」による解散の場合を除き、解散の登記を行わなければなりません。解散の登記には、「清算人の氏名」「住所」「解散の原因及び年月日」を記載します。主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては解散登記を行う必要はありません。

	書類	内容	提出部数
1	登記申請書	解散の登記をするための申請書	1部
2	解散の事由の発生を証する書面	解散を議決した総会の議事録等	1部

※詳しくは法務局へお問い合わせください。

(2) 清算人就任の登記

清算人就任の登記は、解散の登記と同時に行います。また、清算人が交代した場合、途中で新たに就任した場合は、その都度改めて登記が必要です。

	書類	内容	提出部数
1	登記申請書	清算人就任の登記をするための申請書	1部
2	清算人就任に関する書面	清算人が就任したことを議決した総会の議事録・定款等	1部

※詳しくは法務局へお問い合わせください。

(3) 清算終了の登記

清算が終了したことを登記します。この登記が完了した時点で、法人が消滅したことになります。ただし、解散の登記とは異なり、清算終了は、主たる事務所およびその他の事務所の所在地のどちらにおいても登記を行う必要があります。

	書類	内容	提出部数
1	登記申請書	清算が終了したことを届け出るための書類	1部
2	清算事務報告書	清算が終了したことを示す報告書	1部

※詳しくは法務局へお問い合わせください。

11. 公告の手続き

(1) 公告について

知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるよう告知しなければなりません。そのために、清算人は就任した日から遅延なく、官報および定款に定めた方法によって公告しなければなりません。解散公告は必ず官報への公告が必要です。

(2) 官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている全国紙です。NPO法では、解散の公告は官報で行うこと規定されています。公告の方法や掲載料金については、官報販売所にお問い合わせください。

兵庫県官報販売所 TEL078-341-0637

(3) 公告文作成例

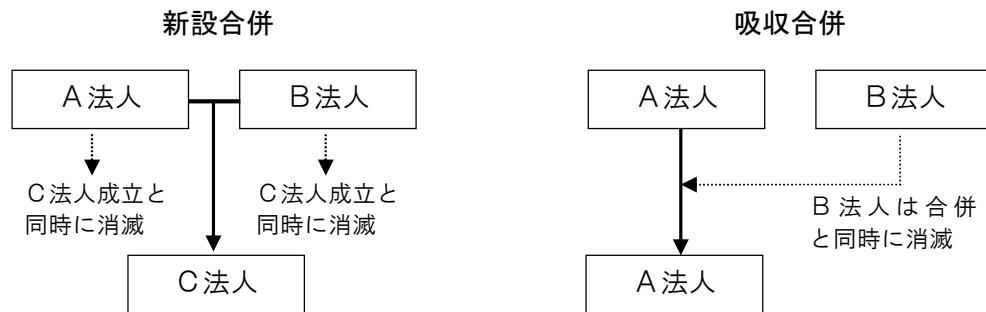
<p>当法人は○年○月○日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当 法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。</p> <p>○年○月○日（公告掲載日になります）</p> <p>住所　兵庫県△○市○△町○丁目○番○号△△マンション○○号○○室</p> <p>法人名　特定非営利活動法人△○川流域保全グループ</p> <p>（代表） 清算人氏名 ○○太郎</p> <p>※　掲載には2週間かかります。</p>

NPO法人の合併

1. NPO法人の合併

(1) 合併とは

合併とは、複数の法人が契約により合体して一つの法人になることをいいます。NPO法人も、他のNPO法人と合併することができます。合併には、吸収合併(他の法人を吸収する場合)と、新設合併(合併して新法人を設立する場合)があります。



2. 合併手続き

(1) 合併の手続き

合併する場合、社員総会で、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。定款に特別の定めがある場合はその定めに従います。合併の議決は、最高意思決定機関である総会でしかできません。

また、合併するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。法人設立時の認証申請と同様に書類を作成し、提出・受理後、公表および2週間の縦覧期間とその後1~2か月以内の審査期間があります。

認証された後は、NPO法人は債権者に対して合併することに異議がある場合に申し出る旨の公告を行わなければなりません。これは、債権者を保護するために必要な制度です。合併は、破産状態にある法人を救済するために吸収合併するという場合も想定されます。その場合、吸収しようとする法人の債権者の権利が侵害される恐れがあるため、NPO法では、そのような債権者を保護することを目的として、債権者に対しては公告・催告が義務付けられています。この債権者を保護する措置をとらなかった場合には罰則規定があります。

(2) 債権者への公告・催告

債権者を保護するために、以下の措置をとらなければなりません。

① 財産目録と貸借対照表の作成 (NPO法第35条第1項)

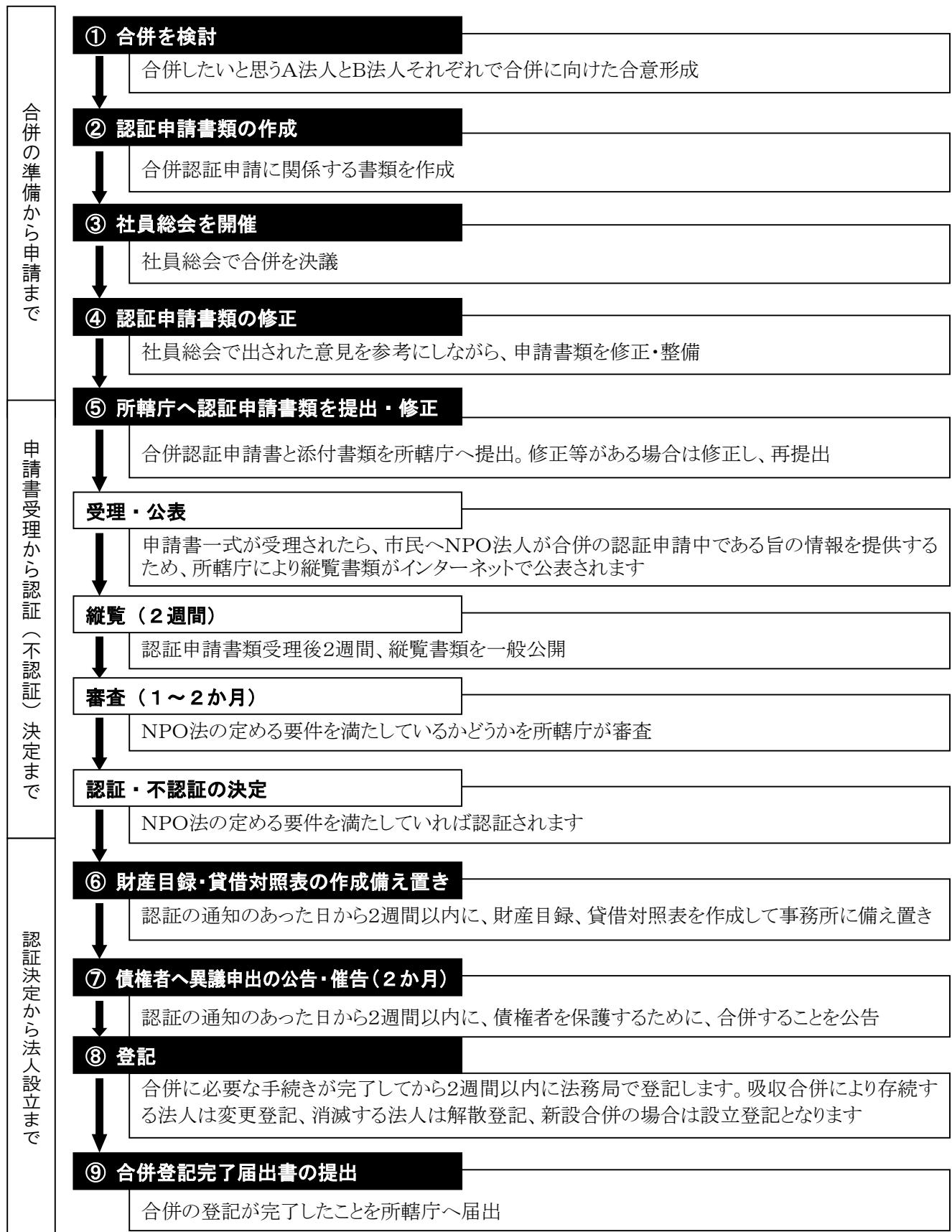
合併についての認証があった旨の通知を受け取った日から2週間以内に財産目録と貸借対照表を作成し、事務所に備え置かなければなりません。合併しようとする法人それぞれの財務内容を明確にするため、合併によって設立される法人ではなく、合併しようとする法人の財産目録と貸借対照表を作成します。

② 異議の申出期間の公告と催告 (NPO法第35条第2項)

合併しようとする法人は、債権者に対して、合併に異議があれば、一定の期間内に申し出るように公告しなければなりません。また、債権者が明確になっている場合は、異議があれば申し出るよう、個別に催告することが必要です。この期間は2か月を下回ることはできません。この期限内に申し出がない場合、異議がなく合併が承認されたものとして扱われます。

(3) 合併手続きの流れ（全体図）

NPO法人を合併するためには、所轄庁の「認証」を経て、法務局で法人としての登記申請を行わなければなりません。大まかな流れは以下のとおりです。



3. 合併認証申請の手続き

(1) 合併認証申請の手続き

合併認証申請に必要な書類は以下の通りです。

	書類	内容	参照ページ	提出部数	縦覧書類
1	合併趣旨書	合併する趣旨や合併に至るまでの経緯等を記載したもの	P.34	2部	○
2	定款	法人の目的や事業、組織運営上のルール等を明文化したもの	P.37	2部	○
3	事業計画書（合併当初の事業年度及び翌事業年度）	合併後の具体的な計画を記載したもの。その他事業を行う場合はその内容も記載	P.53	2部	○
4	活動予算書（合併当初の事業年度及び翌事業年度）	合併後の予算を記載したもの その他の事業を行う場合は特定非営利活動に係る事業と区分して記載	P.55	2部	○
5	役員名簿	役員（理事・監事）を一覧に記載したもの（氏名、住所、報酬の有無を記載）	P.59	2部	○ ※住所を除く
6	各役員の就任承諾及び誓約書（謄本）	役員になることを承諾することと、NPO法上の欠格事由に当たらないこと、親族規定に違反しないことを誓約したもの	P.60	1部	
7	各役員の住所又は居所を証する書面	通常は住民票（本籍、続柄、マイナンバーの記載がないもの）。役員全員分が必要	P.61	1部	
8	社員のうち 10 人以上の名簿	社員（正会員）が最低 10 名はいることを記載したものです。社員全員を載せる必要はない	P.62	1部	
9	確認書	宗教、政治等の団体や暴力団関係でないことを確認するためのもの	P.63	1部	
10	社員総会議事録の謄本	合併を議決した総会の議事録	P.64	1部	
11	合併認証申請書	合併の認証を申請するための書類 様式が定められています	P.194	1部	

注意事項

※すべての書類の記載例は「設立」の認証申請書類を参考にし、「設立」を「合併」と読み替えて作成してください。

※縦覧書類とは、2週間一般市民へ公開される書類です。(24 ページ参照) 縦覧書類は、所定の縦覧場所で公開されると同時に、認証・不認証が決定されるまでインターネットでも公表されます。

※縦覧にあたっては、「役員名簿」のうち個人の住所の記載は所轄庁において除かれます。

※所轄庁へ認証申請する際は、「合併認証申請書」が鏡文書となるように一番上にして提出します。袋綴じやホッチキス止めをする必要はありません。書類ごとにクリップ止めにしておきましょう。

4. 合併認証申請書

(1) 合併認証申請書とは

合併認証申請書とは、合併の認証を申請する旨を記した用紙です。申請する所轄庁が指定した様式を使用してください。

(2) 合併認証申請書作成例

様式第13号（兵庫県：第15条関係、神戸市：第15条関係）

合 併 認 証 申 請 書

申請する日

○年○月○日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

申請者 合併に係る特定非営利活動法人

主たる事務所の所在地

兵庫県○○市○○町○○番地の○○

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△○川流域保全グループ

理事長 ○○太郎

電話(□□□)○×△一○○○○

電子メール ○○○@××××.△△△

合併に係る特定非営利活動法人

主たる事務所の所在地

兵庫県○○市○○町○○番地の○○

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△○保全ネットワーク

理事長 △○次郎

電話(□○□)○×△一○○○○

電子メール ○△○@××××.△△△

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり合併の認証を申請します。

合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の代表者の氏名	○○太郎
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	△○市○△町○丁目○番○号△△マンション○○号○○室 電話(□×□)○×△一○○○○ 電子メール △○△@××××.△△△
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地	○○市△△町○丁目○番○号 電話(□△□)○×△一○○○○ 電子メール △□△@××××.△△△
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的	この法人は、△○川流域を中心とした住民に対して、△○川にまつわる民話・文化の伝承や清掃ボランティア、水辺の生き物たちとのふれあい事業を行い、△○川の自然を守ることで、豊かな△○川流域の暮らしづくりに寄与することを目的とする。